

次世代育成支援についての行動計画

2020年 3月 27日

妊娠中の職員及び子育てを行う職員が、就業と家庭生活の両立を円滑に進めることができるように、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 7年 3月 31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休暇や育児休業、子の看護・介護休暇等の制度の周知を図り、取得の促進を図る。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 対象職員に随時説明を行い、周知を図る。
法人が定める育児・介護休業制度について、職員が閲覧できるように見やすい場所への掲示等行う。
産休・育休取得中の代替え要員の確保について、必要に応じて随時検討と具体化を図る。

目標2：男性職員の育児休業、子の看護・介護休暇等の取得促進を図る。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 男性職員が育児休業や子の看護・介護休暇等の取得促進を進めていくために、各職場への周知徹底を図る。
法人が定める育児・介護休業制度について、職員が閲覧できるように見やすい場所への掲示等行う。